

大規模災害時の交通規制について

- 大規模災害が発生した場合、災害対策基本法などにより、被災者の救助・物資の輸送などといった応急対策を行うため、高速道路・国道などといった幹線道路が「**緊急交通路**」に指定されます。
- 緊急交通路では、**一般車両の通行は禁止**され、「**緊急通行車両**」及び「**規制除外車両**」のみ通行することができます。



緊急通行車両の分類

- パトカー、消防車、救急車などといった赤色灯を備えた緊急自動車



- 次のいずれの要件も満たす車両

- ・ 指定行政機関等(※)が保有・調達する車両(契約等により、常に指定行政機関等の活動に使用されるもの又は災害時に他の機関等から調達するものも含む。)

※ 国の機関・公共機関で、内閣総理大臣又は都道府県知事が指定したものや地方自治体のことです。

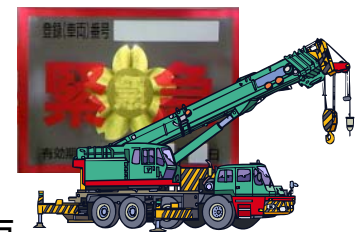
- ・ 大規模災害発生時に、被災者の救助・物資の輸送などといった災害応急対策に使用される車両で、**都道府県知事又は公安委員会による確認を受け、標章・証明書の交付を受けたもの**



規制除外車両とは

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害の発生時に優先すべきものに使用される車両で、**公安委員会による確認を受け、標章・証明書の交付を受けたもの**(緊急通行車両となるものは除く。)

- 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- 特別な構造・装置のある患者等搬送車両
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- その他、個別の災害に応じて警察庁と調整をして定めた車両(緊急交通路指定から一定の期間は、確認の対象となりません。)



特別なナンバープレートを有する自衛隊車両、米軍車両、外交官使用車両は、規制除外車両に含まれることとなりますが、これらについては確認手続は不要です。(標章不要)

大規模災害時における交通規制のフロー

大規模災害時の交通規制は、開始から解除までを

○ 発生直後(初動対応) ○ 第一局面 ○ 第二局面
に分けて行われます。

災害発生!

発生直後(初動対応)

- 被災状況等の情報収集
- 緊急交通路の選定作業

管轄警察署長の権限による交通規制・現場警察官による交通規制により、災害応急対策などに従事する車両以外の通行を制限します。

第一局面

- 公安委員会が、災害対策基本法等により**緊急交通路を指定**。
- 災害応急対策などに従事する下記の車両以外の通行を制限します。

緊急交通路を通行可能な車両

- **緊急通行車両** ~ 赤色回転灯を備えた緊急自動車
標章を掲げている車両
- **規制除外車両** ~ 標章不要な自衛隊車両等
事前届出対象となる車両で**標章**を掲げているもの

第二局面

- 緊急交通路の交通状況、復旧状況などを踏まえ、**事前届出対象以外の規制除外車両も通行可能**します。(対象車両は警察庁と個別に調整)
- 交通状況により、順次、**交通規制の規模や規制の対象車両を縮小**。

交通規制の解除

緊急通行車両確認要領等について

緊急通行車両の確認手続は

- 緊急交通路が指定された際、都道府県公安委員会が、申請に基づいて、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するか否かを審査します。
- 緊急通行車両であることが確認された場合、**証明書**と**標章**が交付され、緊急交通路の通行が可能となります。

手続方法

○ 申請先

警察署(管轄は問いません。)

※ 事前届出済みの方は高速隊・交通規制課・検問所でも手続可能です。



緊急通行車両確認証明書

○ 申請することができる方

指定行政機関等の当該緊急通行に係る業務の実施責任者
又はその代行者又は当該車両の運転者



標章

○ 必要書類

- ・ 申請書(2枚一組ノーカーボン複写、警察署にあります。)
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 災害応急対策に従事することを明らかにする書類の写し(疎明書)
- ・ 指定行政機関等との契約、協定等により、他の機関等の車両を使用する場合は、契約書、協定書等の写し

留意事項

- 標章は当該車両のダッシュボード上などの見やすい場所に掲出して下さい。
- 確認証明書を携行して下さい。
- 緊急通行の用務が終了もしくは有効期間が満了した場合は、緊急通行車両確認証明書・標章を最寄りの警察署に速やかに返納して下さい。

緊急通行車両の事前届出手続は

- 都道府県公安委員会が、平時において、届出に係る車両が緊急通行車両に該当するか否かを事前に審査し、該当する場合は**事前届出済証**を後日交付します。
- 緊急交通路が指定された際、確認申請時に申請書に添えて届出済証を提出することにより、通常必要となる添付書類を省略できるほか、要件の審査が省略もされ、スムーズに確認手続きができます。

手続方法

- **申請先**
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署・高速隊・交通規制課
- **申請することができる方**
指定行政機関等の当該緊急通行に係る業務の実施責任者又はその代行者
- **必要書類**
 - ・ 事前届出書(2枚一組ノーカーボン複写、警察署にあります。)
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 災害応急対策に従事することを明らかにする書類の写し(疎明書)
 - ・ 指定行政機関等との契約、協定等により、他の機関等の車両を使用する場合は、契約書、協定書等の写し

A sample form for the 'Emergency Vehicle Advance Notification' (緊急通行車両等事前届出書). The form is divided into several sections with checkboxes and text boxes. The top section includes fields for 'Vehicle Type' (車種) and 'Vehicle Number' (車台番号). Below that, there are sections for 'Applicant Information' (申請者情報) and 'Vehicle Information' (車両情報). The bottom section contains a large area for 'Remarks' (備考) and a 'Date' (日付) field. The form is enclosed in a dashed border.

緊急通行車両等事前届出書

留意事項

- 届出済証の記載事項に変更が生じた場合、交付済みの届出済証を返納し、新たに届出をして下さい。
- 届出済証を亡失・汚損・破損した場合、亡失した場合を除き、交付済みの届出済証を返納し、新たに届出をして下さい。(添付書類不要)。
- 届出済証は自動車検査証とともに保管して下さい。
- 届出済の車両の譲渡、廃車等により、緊急通行車両として使用しない場合は、届出済証を返納して下さい。

事前届出済み車両の緊急通行車両確認手続は

事前届出済み車両の緊急通行車両確認手続きは次のとおりです。

手続方法

- 申請先
警察署・高速隊・交通規制課・検問所（管轄は問いません。）
- 申請することができる方
指定行政機関等の当該緊急通行に係る業務の実施責任者又はその代行者又は当該車両の運転者
- 必要書類
 - ・ 申請書（2枚一組、警察署にあります。）
 - ・ **事前届出済証**
※ 自動車検査証の写し・疎明書は不要です。

留意事項

通常の緊急通行車両確認手続を参照して下さい。

緊急通行車両等確認申請書記載例

平成〇〇年〇月〇日 緊急通行車両等確認申請書 岡山県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 岡山市北区〇〇3-2-1 086-×××-〇〇〇〇 岡山 太郎	
番号標に表示されている番号	岡山〇〇〇や1234
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	食料品の緊急輸送
使用者	住所 岡山市北区〇〇1-2-3 (086) 〇〇〇 局 〇〇〇〇 番 氏名 〇〇省岡山出張事務所
通行日時	平成〇〇年〇月〇日8時から同年△月〇日8時
通行経路	出発地 岡山市北区〇〇1丁目 目的地 〇〇県〇〇市
備考	

自署の場合、押印省略が可能

発行日の翌日から起算して1箇月後の日まで(原則)

備考 用紙は、日本工業規格A5横とする。

緊急通行車両等事前届出書記載例

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 平成〇〇年〇月〇日 岡山県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 岡山市北区〇〇1-2-3 086-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇省岡山出張事務所 所長 岡山 一郎 (印)		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 左記のとおり事
番号標に表示されている番号	岡山〇〇〇や1234	(注) 1 大規模地震発生時における特別措置法に基づき、本措置に該当する車両の緊急輸送を行うに際しては、本届出済証の提出を要する。届出済証の提出は、岡山県公安委員会に提出してください。 2 本届出済証の使用の本拠は、岡山県公安委員会に提出してください。 3 次に該当する場合は、本届出済証を廃止し、(1) 廃車等により、(2) その他廃止事由が生じた場合、(3) 事前届出済証に届出済証を提出してください。 4 本届出済証の提出は、岡山県公安委員会に提出してください。
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	食料品の緊急輸送	
使用者	住所 岡山市北区〇〇1-2-3 (086) 〇〇〇 局 〇〇〇〇 番 氏名 〇〇省岡山出張事務所	
出発地	岡山市北区〇〇1丁目	
(注) この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4横とする。

用紙右側の事前届出済証部分は省略

規制除外車両の確認手続は

- 緊急交通路が指定された際、都道府県公安委員会が、申請に基づいて、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否か審査します。
- 規制除外車両であることが確認された場合、**証明書**と**標章**が交付され、緊急交通路の通行が可能となります。

手続方法

- **申請先**
警察署(管轄は問いません。)
※ 事前届出済みの方は高速隊・交通規制課・検問所でも手続可能です。
- **申請することができる方**
規制除外車両を用いて行う業務の実施責任者又はその代行者又は当該車両の運転者
- **必要書類**
 - ・ 申請書(2枚一組ノーカーボン複写、警察署にあります。)
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 申請に係る車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し(疎明書)

規制除外車両確認証明書



標章

留意事項

- **第一局面では、規制除外車両事前届出の対象車両しか確認手続できません。**
(第二局面以降の確認対象の車種は、個別の災害に応じて警察庁と調整して定めます。)
- 標章は当該車両のダッシュボード上などの見やすい場所に掲出して下さい。
- 確認証明書を携行して下さい。
- 通行の用務が終了もしくは有効期間が満了した場合は、規制除外車両確認証明書・標章を最寄りの警察署に速やかに返納して下さい。

規制除外車両の事前届出手続は

- 都道府県公安委員会が、平時において、一定の業務に使用される車両を対象として、届出に係る車両が規制除外車両に該当するか否かを事前に審査し、該当する場合に**事前届出済証**を後日交付します。
- 緊急交通路が指定された際、確認申請時に申請書に添えて届出済証を提出することにより、通常必要となる添付書類を省略されるほか、要件の審査が省略もされ、スムーズに確認手続きができます。

事前届出の対象車両(下記の車両以外は規制除外車両の事前届出はできません。)

- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
 - 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - 患者等搬送用車両(特別な構造・装置があるものに限る。)
 - 建設用重機・道路啓開作業用車両(※)・重機輸送用車両
(重機輸送用車両は、建設用重機と同一の利用者によるものに限る。)
- ※ ブルドーザ、ショベルローダ等、道路上の瓦礫等の障害物を除去するための車両

手続方法

- 届出先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署・高速隊・交通規制課
- 届出することができる方
当該車両に係る業務の実施責任者又はその代行者

規制除外車両事前届出書

- 必要書類
 - ・ 事前届出書(2枚一組ノーカーボン複写、警察署にあります。)
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 業務種別ごとに以下の書類

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
医師・歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品・医療機器等の製造者・販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるもの。)
車両の写真(ナンバープレート・車両の構造・装置が確認できるもの)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真(ナンバープレート・車両の形状が確認できるものとし、重機輸送用車両は建設用重機を積載した状況の写真。)

留意事項

事前届出済証の取扱いに関する留意事項は、緊急通行車両の事前届出手続を参照して下さい。

事前届出済み車両の規制除外車両確認手続は

事前届出済み車両の規制除外車両確認手続きは次のとおりです。

手続方法

- 申請先
警察署・高速隊・交通規制課・検問所(管轄は問いません。)
- 申請することができる方
規制除外車両を用いて行う業務の実施責任者又はその代行者又は当該車両の運転者
- 必要書類
 - ・ 申請書(2枚一組、警察署等にあります。)
 - ・ **事前届出済証**
※ 自動車検査証の写し・疎明書は不要です。

留意事項

通常の規制除外車両確認手続を参照して下さい。

規制除外車両確認申請書記載例

平成〇〇年〇月〇日 規制除外車両確認申請書 岡山県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 岡山市北区〇〇4-5-6 086-〇〇〇-〇〇〇〇 岡山 次郎	
番号標に表示されている番号	岡山〇〇〇や5678
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	医薬品の緊急輸送
使用者	住所 岡山市北区〇〇6-5-4 (086)〇〇〇局〇〇〇〇番 氏名 〇〇薬品株式会社
通行日時	平成〇〇年〇月〇日8時から同年△月〇日8時
通行経路	出発地 岡山市北区〇〇4丁目 目的地 〇〇県〇〇市
備考	

自署の場合、押印省略が可能

発行日の翌日から起算して1箇月後の日まで(原則)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5横とする。

規制除外車両事前届出書記載例

災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 平成〇〇年〇月〇日 岡山県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 岡山市北区〇〇7-8-9 086-〇〇〇-〇〇〇〇 医療法人〇〇会〇〇病院 理事長 岡山 三郎(印)		災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外 左記のとおり事前
番号標に表示されている番号	岡山〇〇〇や4321	(注) 1 災害対策基本法第120条第1項第2号の規制が適用される区域において、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出している車両が、当該区域を通過する場合、当該区域を通過するに当たって、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出し、当該区域を通過する。ただし、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出していない車両が、当該区域を通過する場合、当該区域を通過するに当たって、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出し、当該区域を通過する。 2 本届出済証を提出した車両が、当該区域を通過するに当たって、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出し、当該区域を通過する。 3 次に該当する場合は、当該区域を通過するに当たって、当該区域に所在する警察本部又は支隊に届出済証を提出し、当該区域を通過する。 (1) 廃車等になくなったもの (2) その他規程に定めるもの (3) 事前届出済証を提出し、当該区域を通過するもの 4 本届出済証を提出し、当該区域を通過するもの。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	医師の緊急輸送(3名)	
使用者	住所 岡山市北区7-8-9 (086)〇〇〇局〇〇〇〇番 氏名 医療法人〇〇会〇〇病院	
出発地	岡山市北区〇〇7丁目	
(注) この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用する業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。		

用紙右側の事前届出済証部分は省略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4横とする。

緊急通行車両・規制除外車両の分類フロー

確認手続・事前届出

特別のナンバープレートを表示した次の車両であるか。

- 自衛隊車両
- 外交官使用車両
- 米軍車両

はい

いいえ

災害応急対策に使用する以下の車両であるか。

- 指定行政機関等が保有する車両
- 指定行政機関等が契約、協定等により、他機関から調達する車両

はい

いいえ

以下の車両であるか。

- 医師・歯科医師、医療機関等の使用車両
- 医薬品、医療機器・資材等輸送車両
- 特別な構造・装置がある患者等搬送用車両
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

はい

いいえ

第二局面で、警察庁との調整により、個別の災害に応じて規制除外車両としたものであるか。

想定される例

- 燃料を輸送するタンクローリー
- 乗車定員11人以上の路線バス・高速バス
- 一定の物資を輸送する事業用大型トラック

はい

いいえ

緊急通行車両・規制除外車両にはあらず、**緊急交通路は通行不可**。(それ以外の道路は通行可。)

緊急交通路を通行可能

そもそも交通規制の対象から除外
(事前届出及び確認手続不要)

- 緊急通行車両の確認対象
- 緊急通行車両の事前届出対象

- 規制除外車両の確認対象
- 規制除外車両の事前届出対象

※ 大規模地震対策特別措置法による規制除外車両の確認制度はありません。

第二局面以降

規制除外車両の確認対象
※ 事前届出は不可

制度について不明な点があれば、最寄りの警察署交通(第一)課または警察本部交通規制課におたずねください。